

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災された皆さまへ

能登半島地震・奥能登豪雨により
各種ローン[※]の
返済にお困りの方は、※能登半島地震または奥能登豪雨発生以前からの
住宅ローン、マイカーローン、個人向け事業性ローン、
教育ローンなど

免除・減額

の申し出ができる
制度があります。

住宅ローン



マイカーローン

個人向け事業性ローン
など

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理は、下記のようなメリットがあります。

メリット
1

手続支援は

無料 ￥0

弁護士等の
「登録支援専門家」による
手続支援を
無料で受けられます。また、令和6年能登半島地震による災害については以下に
該当する場合は「特定調停の申立手数料」も法令上の手当て
により無料となっています。【対象者】 令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された
市町に住所、事務所を有していた方【適用期間】 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に
裁判所に民事調停の申立てをする場合メリット
2義援金等に加え
財産の一部を

手元に残せる

具体的には、債務者の
被災状況や生活状況などの
個別事情により異なります。メリット
3

個人信用情報として

登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報
として登録されないため、
新たな借入に影響が及びません。

まずは、借入金額が一番多い金融機関等にお問い合わせください

わからないことは、金沢弁護士会（☎ 076-221-0242）、
富山県弁護士会（☎ 076-421-4811）へのご相談も検討ください

◎悪質業者にご注意ください!! 金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者にも本件事業等を委託することはありません。

「自然災害ガイドライン」の利用による債務免除・減額のイメージ

下記のケースは、実例を基にアレンジしたものです。実際の債務整理の結果は、各債務者の具体的な状況等によって異なります。

住宅ローンの例

地震で自宅が中規模半壊となり、仮設住宅に入居。
家計収入も減少し、住宅ローンの支払継続が困難になった。

【被災状況】 自宅中規模半壊

【家計収入】 (夫) 変化なし、
(妻) 震災前 10 万円→震災後 0 万円

ガイドライン利用前

資 産	● 預貯金 350 万円	● 義援金・家財保険金 150 万円
	● 土地・建物	
負債残高	● 住宅ローン 1300 万円	● 消費者金融 50 万円

ガイドライン
利用で土地を残しつつ、土地評価額 300 万円相当を分割返済し
ていくこととし、住宅ローン 1000 万円の免除を受けた。
また、預貯金から消費者金融ローン 50 万円を一括弁済した。

資 産	● 預貯金 300 万円	● 土地
	● 義援金・家財保険金 150 万円	
負債残高	● 住宅ローン 300 万円	

ガイドライン利用で債務を大幅にカットし、
また、残した土地を使って、地元で
生活を立て直す意欲が湧いてきました！

事業性ローンの例

飲食業を営んでいたが、地震で店舗が全壊。
営業ができなくなったことから収入がなくなり、
事業性ローンの返済が困難になった。

【被災状況】 店舗全壊

【事業収入】 震災前 200 万円→震災後 0 万円



ガイドライン利用前

資 産	● 現金 150 万円	● 預貯金 500 万円
	● 義援金 10 万円	● 自動車 など
負債残高	● 事業性ローン 1000 万円	

ガイドライン
利用で事業性ローン 700 万円の免除を受けて生活再建に必要
なお金や自動車などを残しつつ、現金・預貯金から残債
務を一括弁済した。

資 産	● 預貯金 350 万円	● 義援金 10 万円
	● 自動車 など	
負債残高	● 0 円	

ガイドライン利用で債務を大幅にカットし、
また、財産の一部を手元に残すことができ、
生活再建の目途がつけました！

●原則として、新しいローンを組んだ後で本ガイドラインを利用することはできませんのでご注意ください。

◎債務の免除・減額には、一定の要件を満たすことや、ローンの
借入先の同意が必要です（本ケースに該当する全ての場合にガイド
ラインを利用できるとは限りません）。免除・減額の対象となり得
るのは能登半島地震または奥能登豪雨発生以前に借り入れた債務
に限られます。ガイドライン利用後に手元に残せる財産は、具体的
には、被災状況、生活状況等の個別事情によります。

https://www.dgl.or.jp/

手続きの流れ

① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます(受付窓口は当該金融機関へ確認してください)。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産(預金など)の状況などをお聞きすることがあります。

(注) お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。



② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

(注) 「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。

③ 債務整理(開始)の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します(書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます)。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。

④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類(「調停条項案」)を作成します。



⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します(金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します)。

⑥ 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。



(注) 「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできませんが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

ガイドラインのQ&A

Q ガイドラインの手続きはどのくらい時間がかかりますか。

A 利用される方のローン残高や借入先の数、資産の状況等によりますが、平均約1年かかります。



Q 債務整理が成立するまでの間は、ローンの支払いは必要ですか。

A 不要です。
金融機関に債務整理を申し出て、金融機関に書類が受領されたときから、債務整理が終了した日までの間は、ローンの返済や督促は一時停止します。



Q 債務整理をしても家や土地を手元に残すことはできますか。

A できます。
ただし、家や土地を手元に残す場合には、その家や土地について登録支援専門家が公正に評価した金額を、一括又は分割で支払う必要があります。
(手元に残した家や土地以外のローンについては債務整理が行われます。)